

第10回会議 刑務所出所者等の自立更生の支援について

(更生保護施設のあり方)

取りまとめ

1 更生保護事業の担い手について

- 民間の更生保護施設が刑事司法の重要な一翼を担っていることを高く評価し、例えば保護観察官による更生保護施設への夜間駐在や宿泊駐在等の直接的な処遇関与を拡充するなど、保護観察所と更生保護施設の連携を強化し、国が適切な役割を果たすようにすべきである。

昨今の刑務所収容者増に伴う出所人員の増加に対応するとともに、処遇が極めて困難で、民間の更生保護施設では対応できない者を収容保護し、多様で専門的な処遇を実施するため、公的な更生保護施設を、国自ら設置し運営することも選択肢としつつ、早急に整備すべきである。併せて、入所者に就労の機会等を与え、退所後の円滑な自立更生を促進するための方策を講じる必要がある。

公的な更生保護施設の設置に当たっては、PFIの手法を活用するなどして民間の活力を活用することを選択肢の一つとして検討すべきである。

地方公共団体が、更生保護を地域社会の課題とし、自ら更生保護施設を設置経営することも含め、更生保護事業に対し積極的な関与、協力を行うよう、地方公共団体に対し必要な働きかけを行うべきである。

民間の更生保護施設の増設を促進するため、施設整備のための補助金や委託費制度のあり方を見直すなどし、例えば社会福祉法人など更生保護法人以外の者による更生保護事業への参入を促進すべきである。

2 民間の更生保護施設の経営環境の改善及び職員の養成について

民間の更生保護施設は、単なる宿泊施設ではなく、入所者の自立更生を指導、援助し、その再犯を防止する処遇施設としての機能を更に高めていくべきである。さらに、処遇施設にふさわしい専門性と能力を備えた将来性豊かな人材を職員として獲得し、育成するよう努めるべきである。国、地方公共団体とともに、そのために必要な予算措置をすべきである。この点に関しては、例えば、更生保護施設に対し、生活技能訓練や酒害・薬害教育等の効果的な特別の補導援護処遇を委託することとし、これに対する予

算措置を行うことなど、処遇施設としての機能を高めるインセンティブとなる施策を検討する必要がある。

- 更生保護施設が自ら就労機会を付与する機能を備えることは、被保護者の自立更生の観点から有益であり、取り分け、公的な更生保護施設の創設に当たっては、例えば、作業所等の設備を併設することなど、就労支援機能を高めることを検討すべきである。

3 社会福祉との連携強化

高齢対象者のみならず、知的障害等のハンディキャップを抱える対象者の生活基盤を確保し、その社会復帰を円滑にするため、法務省は、厚生労働省との継続的な協議の場を設置するなどして、自立更生支援のための本格的な協議を積み重ねていくべきである。さらに、更生保護と社会福祉の連携を強化するためには、国はもとより地方公共団体の積極的な関与が必要である。

法務省は、公的更生保護施設の運営に厚生労働省の協力を得ることなどを通じ、厚生労働省との連携を一層強化すべきである。

4 更生保護施設と地域社会との関係

地域社会、国民に支えられる更生保護事業とするために、更生保護に関する広報活動を一層充実し、地域社会の不安感を解消する必要がある。例えば保護司、更生保護女性会を中心とした「更生保護施設サポートチーム」を結成して、更生保護施設を地域における更生保護活動の拠点として活用するなどすべきである。